

## 商工会の行事予定(7月~12月)

- 7月上旬 源泉税納付指導(各支所)
- 7月7日 高松市山田青色申告会通常総会
- 7月8日 第2回役員会
- 7月15日 経営改善資金審査会
- 7月16日 香川町青色申告会通常総会
- 7月20日 川と竹あかり(塩江)21日まで開催
- 7月中旬 1日国民生活金融公庫(各支所)  
食品衛生巡回指導(県)
- 7月31日 会費自動振替日
  
- 8月3日 ボンフェスティバルイン香南(香南)
- 8月15日 経営改善資金審査会
- 8月23日 しおのえ温泉まつり(塩江)  
国分寺町まつり(国分寺)24日まで開催
- 8月中旬 香南町青色申告会通常総会  
食品衛生巡回指導(国)
  
- 9月16日 経営改善資金審査会
- 9月中旬 工業部会研修旅行(山田)
- 9月下旬 記帳確認(香川)  
食品衛生巡回指導(県)
  
- 10月15日 経営改善資金審査会
- 10月中旬 女性部奉仕活動(香南)  
食品衛生巡回指導(国)
- 10月下旬 高松市山田青色申告会日帰り旅行  
かわしま楽市(山田)  
香南町青色申告会日帰り旅行(香南)
  
- 11月上旬 もみじまつり(塩江)  
町民文化祭バザー(香南)
- 11月中旬 食品衛生巡回指導(県)
- 11月17日 経営改善資金審査会
- 11月下旬 飲食部会日帰り旅行(山田)
- 12月15日 経営改善資金審査会



## 緊急経営安定対策特別融資のお知らせ

高松市では、市内の中小企業者の経営改善・安定のために必要な資金需要に応えるため緊急経営安定対策特別融資を行っています。

申込期間は平成21年3月31日までです。なお、融資条件等詳細につきましては、商工会ホームページ <http://takamatsushichuou.dreamblog.jp/>にてご覧いただくか、高松市商工労政課商工係(TEL839-2411)までお問い合わせください。

## 一日国民生活金融公庫開催のご案内

本年度も7月中旬に一日国民生活金融公庫を同封の案内チラシのとおり各支所にて開催いたします。普通貸付相談ご希望の方はご利用ください。なお、スムーズな相談をおこなうため、ご希望の方は事前に各支所または国民生活金融公庫にご連絡ください。

また、本年度はマル経融資制度の改正がありました。(内容につきましては案内チラシをご覧ください)その他にも融資制度等ございますので事業資金が必要な方は各支所までご相談ください。なお、ご利用にあたっては、ご融資の条件等からご要望に沿えない場合がございますことご了承ください。

## 経営者にも退職金を!

### ~小規模企業共済のご案内~

「小規模企業共済制度」は、小規模企業の個人事業主または会社等の役員が事業を廃止した場合や役員を退職した場合など、第一線を退いた時の生活の安定、あるいは事業の再建などを図るために、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、自ら資金を搬出して行われる共済制度で、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的としています。この制度は、小規模企業共済法に基づき昭和40年に発足した制度で、いわば国がつくった「事業主の退職金制度」といえるものです。

企業共済のメリットは、  
 ①安心確実な国の共済制度  
 ②掛金にも共済金にも税制上のメリット  
 ③ライフプランに合わせた共済金の受取方法  
 ④事業資金等の貸付制度の充実 などです。  
 商工会にて取り扱っておりますので、加入を考えている方や加入資格や掛金等その他詳細をもっと知りたい方は各支所へお問い合わせください。

## 商工会情報誌



## VOL.3

平成20年7月1日発行

### 高松市中央商工会

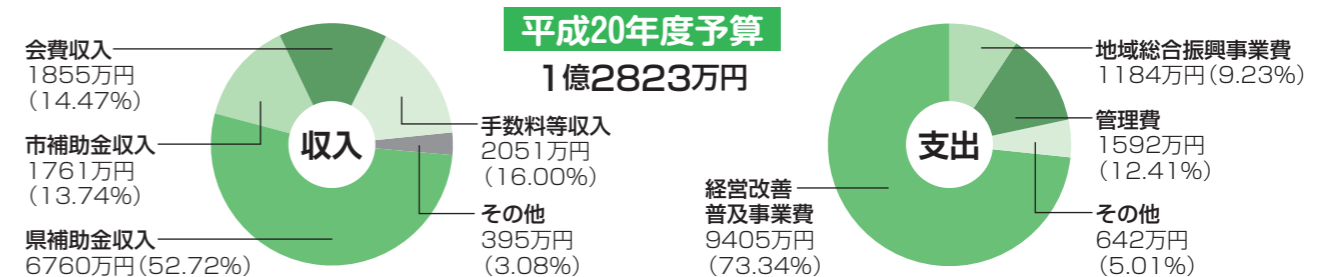
〒761-1706 高松市香川町川東上1743番地9  
 TEL 087-879-2498 FAX 087-879-2470  
 山田支所 TEL 087-848-1071 FAX 087-848-1195  
 香川支所 TEL 087-879-2498 FAX 087-879-2470  
 塩江支所 TEL 087-897-0232 FAX 087-897-0232  
 香南支所 TEL 087-879-3100 FAX 087-879-3129  
 国分寺支所 TEL 087-874-0707 FAX 087-874-4480

## 通常総代会開催 国分寺町と合併し高松市中央商工会2年目スタートへ!!!

去る平成20年5月22日(木)、総代110名(うち委任状出席34名)及び県連真鍋剛専務理事をはじめとした来賓13名が出席して第2回通常総代会が香川町マツノイパレスにて盛大に開催されました。

当日は石丸会長の挨拶のあと、表彰式が開催され、県連会長表彰8名、県連会長感謝状1名、優良従業員表彰23名の表彰が行われました。その後、議案審議に移り、武田一久氏を議長に以下の各議案が審議され、原案通りすべて承認・可決されました。

- 第1号議案 平成19年度事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録承認について(監査報告)
- 第2号議案 平成20年度補正収支予算(案)承認について
- 第3号議案 平成20年度一時借入金限度額等(案)の承認について
- 第4号議案 定款改正に伴う追加役員の選任について



## 今年度の重点事業

### ①商工会組織強化運動の展開

地域に根ざした組織である商工会の評価基準は第一に組織率であり会員数であります。地域の中核機関としての役割を果たすうえでも、組織率の向上は不可欠です。そこで、昨年に引き続き会員数及び組織率の向上を目指します。

### ②商工会財政基盤の確立

商工貯蓄共済及び商工会会員福祉共済、小規模企業共済等の各種共済制度の積極的な推進により、会員とその家族及び従業員の福利厚生増進に寄与していくとともに、商工会の財政基盤確立を図ります。

### ③経営改善普及事業の充実強化

会員メリット拡充のため、これまで以上に職員の巡回指導を増やし、会員との連携を密にとり、会員の皆様にとって気軽に相談ができる商工会づくりを行うとともに、外部の専門指導員(エキスパートバンク等)の活用を中心とした専門的指導体制の構築を目指します。

### ④事務代行業務の充実強化

記帳機械化や労働保険等の事務代行手続きについて、これまで以上に充実強化を図ります。

## 公庫金利情報

(平成20年6月1日現在)

普通貸付 **2.65%**(年利率) 経営改善貸付 **2.35%**(年利率)



## 【経営改善普及事業】

- ・商工業に関する相談及び指導
- ・上記事業に係わる講習会・研修会・企業診断の実施
- ・各種調査並びに経営技術の情報収集と提供
- ・青年部・女性部及び各部会の育成指導



なお、第4号議案の定款改正に伴い新たに国分寺地区から選出された役員は以下のとおりです。(敬称略)  
理事 大比賀郁夫、松本啓二、山下正紀、猪塚士郎、橋本民男、末澤米子、河内親広、中西貢

## 【地域総合振興事業】

- ・総合振興事業
- ・商業振興対策事業
- ・工業振興対策事業
- ・観光・サービス業振興事業
- ・経営・税務対策事業
- ・労務対策事業
- ・福利厚生対策
- ・金融対策事業
- ・青年部・女性部対策事業
- ・情報化対策事業
- ・各種共済事業の普及促進
- ・関係機関との連携強化

## 女性部・青年部通常総会が終了しました。

女性部通常総会が平成20年4月23日に十川西町の多田苑にて、来賓森商工会副会長や多くの部員の参加のもと開催され、提出議案すべて原案通り可決承認されました。

事業計画のなかでは、宮本部長を中心に部員相互の交流をより深め、県女性連活動への協力や各地域における地域振興イベントの継続実施や組織拡大のための部員募集活動の実施等を積極的に推進していくこととなりました。

また、青年部通常総会は平成20年4月21日に香南町の空港グランドホテルにて、来賓蓮井商工会筆頭理事や多くの部員の参加のもとで開催され、提出議案すべて原案通り可決承認されました。

事業計画のなかでは、橋部長を中心に女性部同様部員相互の交流をより深め各支部間の連携強化を図り、研修会や「献血活動」、「こども見守り隊」等のブロック、県青連活動への参加協力、組織強化のための部員募集活動等に積極的に取り組んでいくこととなりました。

なお、今回の通常総会にて国分寺地区より補充選任されました新役員の方は以下のとおりです。(敬称略)

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 【女性部】          | 【青年部】          |
| 副部長 片岡豊子       | 副部長 河内親広       |
| 常任委員 猪塚孝子、田中弓子 | 常任委員 山田光信、道上英樹 |



## 最低賃金法が変わります

最低賃金の決定基準や罰則の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。



最低賃金法の一部を改正する法律については、平成19年12月5日に公布され、平成20年7月1日から施行されます。

就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度については、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するよう整備することが重要な課題となっています。

今回の最低賃金法の改正は、最低賃金制度について、そのような社会経済情勢の変化に対応し、必要な見直しを行うこととしたものです。

## 地域別最低賃金はこうなります

地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなります。最低賃金の具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。

## 地域別最低賃金の不払の場合の罰金の上限額が引き上げられます

地域別最低賃金不払の場合の罰金上限額が2万円から50万円に引き上げられます。

## 産業別最低賃金はこうなります

産業別最低賃金については、その不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金全額払違反の罰則(罰金の上限額30万円)が適用されます。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に、地域最低賃金に満たない賃金しか支払われない場合は、最低賃金法第4条違反の罰則(罰金の上限額50万円)が適用されることとなります。

## 適用除外規定が見直されます

障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。これまで適用除外の許可を得ている場合は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の経過措置期間中に減額特例の許可を申請してください。

## 派遣労働者の適用最低賃金が変わります

派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。

## 最低賃金額の表示が時間額のみになります

時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみになります。支払われている賃金が、日給、月給など時間額以外で定められている場合には、それを時間額に換算して比較してください。(最低賃金法施行規則第2条)

## 監督機関に対する申告規定が設けられます

労働者は、事業場に最低賃金法令に違反する事実があるときは、その事実を監督機関に申告して、是正のため適当な措置をとるように求めることができるようになります。さらに、使用者は、申告したことを理由として申告した労働者に対し、解雇など不利益な取扱をしてはならない規定も設けられます。



## 次代をリード! かんたんべんり商工会のIT会計

### ネットde記帳の仕組み

- 「ネットde記帳」は、インターネットで帳簿入力や集計ができる中小企業様向けの会計システムです。極めて簡単に、リアルタイムに処理できる、21世紀のIT会計の優れたものです。
- インターネットに接続できる環境があれば、いつでもどこでも、すぐに利用できます。日々の仕訳取引会計は自社で行い、財務分析や決算は会計事務所に依頼したいというお客様に最適です。
- 商工会連合会の「体験デモサイト」のページより、デモ版で操作を体験していただくことができます。
- 製造業、建設業、不動産等の特定業種にも対応しています。



### ネットde記帳の利用メリット

- システムやデータが商工会連合会のサーバーで保管・管理されているために、
- お客様のパソコンにソフトウェアをインストールする必要がありません。
- 税制改正等に伴うソフトウェアのバージョンアップや作成データのバックアップが不要です。
- 本店、支店、営業所、出張先、自宅などからも同時に利用でき、常に最新の経営情報を把握できます。
- お客様のご指定により、商工会や会計事務所等とリアルタイムに情報共有できますので、経理業務を安心して進めることができます。
- 万が一パソコンの故障・盗難等にあっても、作成データがサーバーにありますので安心です。

「ネットde記帳」の体験サイトをご用意しております。是非、お試しください。 <http://www.shokokai.or.jp/kicho/>